

総基料第 133 号  
平成 28 年 7 月 27 日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長  
富永 昌彦

平成 28 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 28 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）」（平成 28 年 5 月 27 日諮問第 3085 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 28 年 7 月 27 日情郵審第 44 号）がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

貴社の利用部門が利用している NGN の網機能のうち、接続約款で明記されていない網機能及びその仕様について、提供するサービス、網機能及びその仕様の対応関係が明確になるように整理した上で、本年 11 月末までに総務省に報告するとともに、公表すること。

以上